

定者に対し、政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をしたときは、この条の規定の適用については、当該農地等は第三項の規定の適用を受ける農地等とみなす。

8 第五項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定をした受贈者が当該設定をした後当該設定に係る借受代替農地等を引き続き特定農業生産法人に使用させている場合における旧租税特別措置法第七十条の四第十項及び第十一項の規定の適用については、同条第十項第一号中「当該受贈者」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二号）附則第五十五条第五項の規定の適用を受ける受贈者に係る同条第三項に規定する特定農業生産法人（次項において「特定農業生産法人」という。）」と、同条第十一項中「前項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合」とあるのは「前項第二号に掲げる場合」と、「同項各号に定める日から二月を経過する日までに当該貸付特例適用農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する農地又は採草放牧地（第八項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けたことその他政令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において「再借受代替農地等」という。）を借り受けたとき（当該再借受代替農地等及び当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてに係る土地の面積の当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が百分の八十以上となる場合に限る。）又は当該受贈者が同日」とあるのは「同号に定める日から二月を経過する日」と、「消滅させたときは、当該受贈者が、政令で定めるところにより、第九項に規定する届出書の変更の届出書を納稅地の所轄稅務署長に提出したときに限り、前項の規定は適用しない。」この場合における同項の規定の適用については、当該再借受代替農地等及び当該借受代替農地等は、第八項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等とみなす」とあるのは「消滅させ、かつ、当該貸付特例適用農地等であつた農地等で政令で定めるものにつき同日までに特定農業生産法人で政令で定めるものに対し政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をしたときに限り、同項の規定は適用しない」とする。

9 第三項又は第五項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併により消滅し、又は分割をした場合において、当該設定をした受贈者が、財務省令で定めるところにより、その合併に係る法人税法第二条第十二号に規定する合併法人又はその分割に係る同条第十二号の三に規定する分割承継法人が当該使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農業生産法人に該当することについての届出書を当該合併又は当該分割の日から二月を経過する日までに

当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該合併法人又は当該分割承継法人を第三項又は第五項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人とみなす。

10 第三項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定をした受贈者が、当該設定に係る農地等の全部又は一部について、旧租税特別措置法第七十条の四第六項に規定する「時的道用地等」（以下第十三項までにおいて「一時的道用地等」という。）の用に供するために当該使用貸借による権利を消滅させ、かつ、当該用に供するために地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下第十二項までにおいて「地上権等」という。）の設定に基づき貸付けを行った場合において、当該貸付けに係る期限（以下この項において「貸付期限」という。）の到来後遅滞なく当該一時的道用地等の用に供していた農地等について特定農業生産法人で政令で定めるものに対し使用貸借による権利の設定を行う見込みであることにつき、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第三項の規定の適用については、第四項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

11 一 当該承認に係る使用貸借による権利の消滅及び地上権等の設定は、なかつたものとみなす。

二 当該受贈者が、当該貸付期限から二月を経過する日までに当該一時的道用地等の用に供されていた農地等の全部又は一部について、特定農業生産法人で政令で定めるものに対し使用貸借による権利の設定を行っていない場合には、同日において地上権等の設定があつたものとみなす。

前項の規定の適用を受ける受贈者は、同項の承認を受けた日の翌日から起算して一年を経過するとの日までに、政令で定めるところにより、当該一時的道用地等の用に供されている当該農地等に係る地上権等の設定に関する事項その他財務省令で定める事項を記載した届出書（次項において「継続貸付届出書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

12 前項に規定する継続貸付届出書がその提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されなかつた場合には、当該提出期限の翌日から二月を経過する日に当該継続貸付届出書に係る一時的道用地等の用に供されている農地等に係る地上権等の設定があつたものとして、旧租税特別措置法第七十条の四第一項ただし書及び第四項の規定を適用する。ただし、当該継続貸付届出書が当該提出期限までに提出されなかつた場合においても、納税地の所轄税務署長が当該提出期限までにその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該継続貸付届出書が納税地の所轄税務署長に提出されたときは、こ

の限りでない。

13 前二項に定めるもののほか、第十項の規定の適用を受ける一時的道路用地等の用に供されている農地等が旧租税特別措置法第七十条の四第二項第四号に規定する都

市営農農地等である場合における同条第五項の規定の適用に関する事項その他第十項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

14 第三項又は第五項に規定する届出書を提出した受贈者に係る旧租税特別措置法第七十条の四第二項の規定の適用については、同項中「及び同項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営に関する事項」とあるのは、「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第五十五条第三項又は第五項の規定の適用を受ける農地等又は借受代替農地等に係る同条第四項第一号又は第六項第一号に規定する被設定者の農業経営に関する事項及び当該被設定者が同条第三項に規定する特定農業生産法人に該当する事実の明細」とする。

15 旧租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受ける受贈者で第三項又は第五項の規定の適用を受けたものが当該農地等又は当該借受代替農地等につき使用貸借による権利の設定をした後当該農地等又は当該借受代替農地等を引き続き特定農業生産法人に使用させている場合における当該受贈者に係る同条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

16 次に掲げる者は、旧租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなして、第三項から前項までの規定を適用する。この場合において、当該受贈者に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

二 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

三 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

四 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）第一条の

規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

五 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者

六 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第三十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

七 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第一百二十三条第十項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

八 新租税特別措置法第七十条の六の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得をする同条第一項に規定する特例農地等に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第五十六条 新租税特別措置法第七十六条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する農用地の買入れをする場合における当該農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十六条に規定する農用地又は開発して耕作の目的に供される土地とすることが適当な土地の買入れをした場合におけるこれらの土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第七十七条の規定は、施行日以後に同条に規定する土地を取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十七条に規定する土地を取得した場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第七十八条の二第二項及び第三項の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する権利義務の承継をする場合における不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条の一第二

項に規定する権利義務の承継をした場合における不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4| 農林中央金庫が、平成十七年十二月三十一日までに旧租税特別措置法第七十八条の二第三項に規定する特定漁業協同組合等から同項に規定する全部事業譲渡により不動産又は船舶に関する権利の取得をする場合における当該不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。

5| 旧租税特別措置法第七十八条の二第三項に規定する信用漁業協同組合連合会又は信用水産加工業協同組合連合会が、平成十七年十二月三十一日までに同項に規定する特定漁業協同組合又は特定水産加工業協同組合から同項に規定する信用事業の全部を譲り受けたことにより不動産又は船舶に関する権利の取得をする場合における当該不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。

6| 新租税特別措置法第七十八条の二第六項及び第七項の規定は、施行日以後に同条第六項に規定する権利義務の承継をする場合における不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条の二第六項に規定する権利義務の承継をした場合における不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7| 旧租税特別措置法第八十二条第三項に規定する指定会社が、施行日前に同項各号に掲げる事項について受けた登記に係る登録免許税については、なお従前の例によつては、なお従前の例による。

8| 旧租税特別措置法第八十三条に規定する民間都市開発推進機構が、施行日前に受けた同条に規定する事業見込地である土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(印紙税の特例に関する一般的経過措置)

第五十七条 施行日前に課した、又は課すべきであった印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第一第一号の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書に係る印紙税については、なお従前の例による。

(印紙税の特例に伴う罰則に係る経過措置)

第五十八条 施行日前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることされる印紙税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 第六条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条第二項の規定は、平成十七年九月一日以後に提出する同項に規定する光ディスク等について適用する。

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十条 第七条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第十一条第三項の規定は、施行日以後に行う電子取引の取引情報(同法第十条に規定する電子取引の取引情報をいう。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前に行つた電子取引の取引情報については、なお従前の例による。

(経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置の原則)

第六十一条 第八条の規定による改正後の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(以下附則第六十四条までにおいて「新所得税等負担軽減措置法」という。)の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十八年分以後の所得税について適用し、平成十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(平成十八年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例に関する経過措置)

第六十二条 平成十八年において所得税法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額がある場合における同法第一百四十条第一項又は第一百四十二条第一項(これらの規定を同法第一百六十六条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、第八条の規定による改正前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(附則第六十四条において「旧所得税等負担軽減措置法」という。)第四条から第六条までの規定を適用して計算した所得税の額による。

(居住者の給与等に係る源泉徴収の特例に関する経過措置)

第六十三条 新所得税等負担軽減措置法第十一条の規定により読み替えられた所得税法第四編第二章第一節の規定及び新所得税等負担軽減措置法別表第一から別表第三までは、平成十八年一月一日以後に支払うべき所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

（居住者の公的年金等に係る源泉徴収の特例に関する経過措置）

第六十四条 新所得税等負担軽減措置法第十四条の規定は、平成十八年一月一日以後に支払うべき新所得税等負担軽減措置法第二条第八号に規定する特定公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税等負担軽減措置法第二条第八号に規定する特定公的年金等については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第六十五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

省 略	法 律	事 務
租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）	省 略	

この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの

同 上	法 律	事 務
同一	同 上	

都道府県が処理することとされている第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第十三条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十一号及び第十三号並びに第三十七条第一項の表の第十四号の上欄に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十三条第三項第十三号ハ及び第十四号ニ並びに第六十三条第三

三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十一号及び第十三号並びに第六十五条の七第一項の表の第十五号の上欄に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務

二 市町村が処理することとされている第二十八条の四第三項第七号イ及びロ、第三十二条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ、第六十三条第三項第七号イ及びロ並びに第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項において準用する場合を含む。）及び第七十条の四第三十二項（第七十条の六第三十八項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務

(消防法の一部改正)

第六十六条 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の四十五 省 略

第二十一条の四十六 総務大臣は、前条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次の要件を満たしているときは、登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、総務省令で定める。

一～三 省 略

第二十一条の四十五 同 上

② 登録を受けようとする法人は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、国に納付しなければならない。

第二十一条の四十六 総務大臣は、前条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次の要件を満たしているときは、登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、総務省令で定める。

二 市町村が処理することとされている第二十八条の四第三項第七号イ及びロ、第三十二条の二第二項第十四号ニ、第六十二条の三第四項第十四号ニ、第六十三条第三項第七号イ及びロ並びに第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項において準用する場合を含む。）及び第七十条の四第三十二項（第七十条の六第三十九項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務

項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十号及び第十二号並びに第六十五条の七第一項の表の第十五号の上欄に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務

四 検定等の業務を適正に行うために必要なものとして、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 検定等の業務を行う部門に前条各号に掲げる業務の区分ごとにそれ専任の管理者を置くこと。

ロ・ハ省略

②・③省略

四 同上

イ 検定等の業務を行う部門に前条第一項各号に掲げる業務の区分ごとにそれ専任の管理者を置くこと。

ロ・ハ同上

②・③同上

第二十一条の四十七 省略

- ② 登録の更新を受けようとする法人は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、国に納付しなければならない。
- ③ 前二条の規定は、第一項の登録の更新について準用する。

別表第二（第二十一条の四十六関係）

第二十一条の四十 五第一号の業務	一九省略	第二十一条の四十 五第一号の業務	一九省略
---------------------	------	---------------------	------

別表第三（第二十一条の四十六関係）

第二十一条の四十 五第一号の業務	一九省略	第二十一条の四十 五第一号の業務	一九省略
---------------------	------	---------------------	------

第二十一条の四十七 同上

- ② 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

別表第二（第二十一条の四十六関係）

第二十一条の四十 五第一項第一号の業務	同上	第二十一条の四十 五第一項第二号から第四号までの業務	一九同上
------------------------	----	-------------------------------	------

別表第三（第二十一条の四十六関係）

第二十一条の四十 五第一項第二号の業務	一九同上	第二十一条の四十 五第一項第一号の業務	一九同上
------------------------	------	------------------------	------

十三	十一	十九	八	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

一
三
省
略

(手数料の徴収)

第六十七条 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

(電波法の一部改正)

第二十一条の四十 五 第三号の業務 五 第四号の業務	一 三 省 略
--	------------------

第二十一条の四十 五 第一項第三号の 業務	一 三 省 略
--------------------------------	------------------

十九	八	七	六	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
同	同	同	同	同	同	同	同	上	上	上	上	上	上	上	上	上
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上

一
三
同
上

(手数料の徴収)
第一百三十条 同 上

二十四	二十一	二十四	二十一	二十四	二十一	二十四	二十一	二十四	二十一	二十四	二十一	二十四	二十一	二十四	二十一	二十四
条の二第一項の規定による登録を受けようとする者	第三十八条の二第一項の規定による登録を受けようとする者															

第二十一条の四十 五 第一項第四号の 業務	一 三 同 上
--------------------------------	------------------

十四	省
十五	省
十六	省
十七	省
十八	省
十九	省
二十	省
二十一	省
二十二	省
二十三	省
二十四	省

第六十八条 農産物検査法（昭和二十六年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

（農産物検査機関の登録）

第十七条 登録検査機関の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、次に掲げる検査の区分により、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

一・二 省 略

2-9 省 略

（登録の更新）

第十八条 省 略

2| 前項の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

3| 前条第一項から第六項までの規定は、第一項の更新について準用する。

4| 省 略

（変更登録）

第十九条 省 略

2| 前項の変更登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産大臣に変更登録の申請をしなければならない。

3 省 略

十七	同	上	上
十八	同	上	上
十九	同	上	上
二十	同	上	上
二十一	同	上	上
二十二	同	上	上
二十三	同	上	上
二十四	同	上	上

（登録検査機関の登録）

第十七条 登録検査機関の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、次に掲げる検査の区分により、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

一・二 同 上

2-9 同 上

（登録の更新）

第十八条 同 上

2| 前条第一項から第六項までの規定は、前項の更新について準用する。

3 同 上

（変更登録）

第十九条 同 上

2| 前項の変更登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手續に従い、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に変更登録の申請をしなければならない。

3 同 上

(鉱工業技術研究組合法の一部改正)

第六十九条 鉱工業技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第七十条 労働安全衛生法の一部を次のように改正する。

第十四条 削除

第十四条 主務大臣及び財務大臣は、組合に対し、その行おうとする試験研究が国民経済上重要なものであり、かつ、その取得し、又は製作しようとする機械及び装置（起重機等の搬送設備を含む。）並びに工具、器具及び備品（以下「試験研究用固定資産」という。）が当該試験研究のために必要なものである旨の承認をすることができる。

2) 前項の承認を受けた組合が、前条第一項の規定により、その承認に係る試験研究用固定資産を取得し、又は製作するための費用を賦課する場合において、組合員がその費用を組合に納付したときは、その納付した費用については、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、特別償却を行なうことができる。

(労働安全衛生法の一部改正)

第七十条 労働安全衛生法の一部を次のように改正する。

(手数料)

第一百十二条 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を国(指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者にあつては指定コンサルタント試験機関、指定登録機関が行う登録を受けようとする者にあつては指定登録機関)に納付しなければならない。

一省略

一の二 第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の登録の更新を受けようとする者

四の一 第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項、第十四条の二第一項の登録又はその更新を受けようとする者

二四省略

(手数料)

第一百十二条 同上

一の二 第十四条、第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項、第十四条の二第一項、第六十一条第一項若しくは第七十五条第三項の登録又はその更新を受けようとする者

二四同上

(試験研究用固定資産の取得等について納付した費用に対する所得税又は法人税の課税の特例)

(中小 小売商業振興法の一部改正)

第七十一条 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

(高度化事業計画の認定等)

第四条 商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第二百八十五号）第九条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会（第六条において「商店街振興組合等」という。）は、主として中小 小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店舗、アーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

2 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会は、主として中小 小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、店舗を一の団地に集団して設置する事業（当該事業に併せてアーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業を含む。）について、店舗集團化計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該店舗集團化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

3-9 省 略

(資金の確保)

第五条 国は、前条第一項から第六項までの規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく高度化事業の実施その他中小 小売商業者の経営の近代化のための事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(高度化事業計画の認定等)

第四条 商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第二百八十五号）第九条第一号において「商店街振興組合等」という。）は、主として中小 小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店舗、アーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

2 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会（第六条第一号において「事業協同組合等」という。）は、主として中小 小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、店舗を一の団地に集団して設置する事業（当該事業に併せてアーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業を含む。）について、店舗集團化計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該店舗集團化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

3-9 同 上

(資金の確保)

第五条 国は、前条第一項から第六項までの規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく高度化事業の実施その他中小 小売商業者の経営の近代化のための事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(減価償却の特例)

(減価償却の特例)

第六条 第四条第一項の規定による認定を受けた商店街振興組合等又はその組合員若しくは所属員（中小小売商業者又は中小サービス業者（サービス業に属する事業を主たる事業として営む者であつて、第二条第一項第二号の二又は第三号から第五号までのいずれかに該当するものをいう。）であるものに限る。）は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、第四条第一項の規定による認定を受けた同項に規定する商店街整備計画に係る減価償却資産について特別償却をすることができる。

（作業環境測定法の一 部改正）

第七十二条 作業環境測定法の一
部を次のように改正する。

（手数料）

第四十九条 次の者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定試験機関の行う試験を受けようとする者又は指定試験機関から合格証の再交付を受けようとする者にあつては指定試験機関、指定登録機関の行う登録を受けようとする者又は指定登録機関から作業環境測定士登録証の再交付若しくは書換えを受けようとする者にあつては指定登録機関）に納付しなければならない。

- 一 省略
- 二 第五条又は第四十四条第一項の登録の更新を受けようとする者
- 三 省略
- 四 第七条の登録を受けようとする者
- 五・六 省略
- 2 省略

（電気通信事業法の一 部改正）

第七十三条 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

（手数料）

第一百七十四条 電気通信主任技術者試験若しくは工事担任者試験を受けようとする

第六条 次に掲げる者は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、当該認定計画に係る減価償却資産について特別償却をすることができる。

一 第四条第一項の規定による認定を受けた商店街振興組合等又はその組合員若しくは所属員（中小小売商業者又は中小サービス業者（サービス業に属する事業を主たる事業として営む者であつて、第二条第一項第二号の二又は第三号から第五号までのいずれかに該当するものをいう。）であるものに限る。）

二 第四条第三項の規定による認定を受けた事業協同組合、事業協同小組合若しくは協業組合又は同項の規定による認定に係る同項第三号イに規定する会社

ら第五号までのいずれかに該当するものをいう。）であるものに限る。）

（手数料）

第四十九条 同上

- 一 同上
- 二 第五条若しくは第四十四条第一項の登録又はその更新を受けようとする者
- 三 同上
- 四 第七条又は第三十三条の登録を受けようとする者
- 五・六 同上
- 2 同上

第一百七十四条 電気通信主任技術者試験若しくは工事担任者試験を受けようとする

者、第八十八条第一項の規定による登録の更新を受けようとする者、第一百二条第一項の規定による技術基準適合認定若しくは第百三条において準用する第一百二条第一項の規定による設計認証を求める者又は電気通信主任技術者資格者証若しくは工事担任者資格者証の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定めして政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 省略

(特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部改正)

第七十四条 特定都市鉄道整備促進特別措置法(昭和六十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

(多極分散型国土形成促進法の一 部改正)

第七十五条 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十条 削除

第十一条 認定事業者が第六条第一項の規定により積み立てる特定都市鉄道整備積立金の額に相当する金額を第八条第一項の規定により特定都市鉄道整備準備金として積み立て場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めることによるにより、特別の措置を講ずるものとする。

(税制上の措置)

第十三条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、同意基本構想に定める中核的民間施設の重点整備地区内における整備の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(振興拠点地域に関する規定の準用)

第二十六条 第十一条第一項の規定は第二十二条第一項に規定する整備について、第十二条第二項の規定は第二十四条第一項の規定による同意を得た業務核都市基本構想(前条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「同意基本構想」という。)について、第十五条の規定は同意基本構想に定める中核的民間施設について、第十六条の規定は同意基本構想

者、第八十六条第一項の規定による登録を受けようとする者若しくは第八十八条第一項の規定による登録の更新を受けようとする者、第一百二条第一項の規定による技術基準適合認定若しくは第百三条において準用する第一百二条第一項の規定による設計認証を求める者又は電気通信主任技術者資格者証若しくは工事担任者資格者証の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 同上

に定める公共施設について、第十七条の規定は同意基本構想に基づき中核的民間施設の設置及び運営を行う者について、第十八条第一項の規定は同意基本構想に定める中核的施設及び第二十二条第一項に規定する整備のために特に必要と認められる施設であつて、公共施設以外のものについて、第十八条第二項の規定は同意基本構想を達成するために行う事業について、第二十条の規定は業務核都市及びその周辺の地域について、それぞれ準用する。

(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正)

第七十六条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条 削除

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第七十七条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

(法人税法等の特例)

第一百四十八条 省略

2 省略

(法人税法等の特例)

第一百四十八条 同上

2 同上

(法人税法等の特例)

第一百四十八条 同上

2 同上

第十五条 対象地域内において、第七条の認定を受けた者(地方公共団体の出資又は拠出に係る法人に限る。)が当該認定に係る事業計画に従って設置した農林業等活性化基盤施設については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、特別償却をすることができる。

(課税の特例)

3 更生手続による更生協同組織金融機関の財産の評価換え及び債務の消滅による益金で、更生手続開始前から繰り越されている法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額(同法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)及び同法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額(同法第八十二条の九第一項の規定の適用を受けるものを除く。)のうち当該更生協同組織金融機関に帰せられる金額の合計額に達するまでの金額は、当該財産の評価換え又は債務の消滅のあつた各事業年度又は各連結事業年度の同法による所得の金額又は連結所得の金額の計算上益金の額に算入しない。

同意基本構想に定める公共施設について、第十七条の規定は同意基本構想に基づき中核的民間施設の設置及び運営を行う者について、第十八条第一項の規定は同意基本構想に定める中核的施設及び第二十二条第一項に規定する整備のために特に必要と認められる施設であつて、公共施設以外のものについて、第十八条第二項の規定は同意基本構想を達成するために行う事業について、第二十条の規定は業務核都市及びその周辺の地域について、それぞれ準用する。

(法人税法等の特例)

第三百二十一條 省略

2 省略

3| 省略

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)
第七十九条 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五
十九号）の一部を次のように改正する。

(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一
部改正)

第十一條 (課税の特例)

第七十八条 施行日前に金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更
生手続開始の決定がされた場合については、なお従前の例による。

(法人税法等の特例)

第三百二十一條 同上

2 同上

3| 2 同上
更生手続による更生会社の財産の評価換え及び債務の消滅による益金で、更生
手続開始前から繰り越されている法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額（
同法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定の適用を受けるものを除く。
）及び同法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額（同法第八十一条の九第
一項の規定の適用を受けるものを除く。）のうち当該更生会社に帰せられる金額
の合計額に達するまでの金額は、当該財産の評価換え又は債務の消滅のあった各
事業年度又は各連結事業年度の同法による所得の金額又は連結所得の金額の計算
上益金の額に算入しない。

4| 同上

(課税の特例)

第十一條 試験研究法人が、認定試験研究計画で定める賦課の基準に基づいて、そ
の構成員に対し、当該認定試験研究計画で定める試験研究に必要な機械装置（工
具、器具及び備品を含む。）を取得し、又は製作するための費用に充てるための
負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租
税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、当該負担
金について特別償却を行うことができる。

2| 試験研究法人が、認定試験研究計画で定める賦課の基準に基づいて、その構成
員に対し、当該認定試験研究計画で定める試験研究のための費用に充てるための
負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租
税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加

試験研究法人が、認定試験研究計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもって、当該認定試験研究計画で定める試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、所得の金額又は連結所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正）

第八十条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

（定義）

第四条 省略

二一四 省略

五 この法律において「中小小売商業高度化事業」とは、第十九条第一項の認定構想推進事業者と共同で次の各号に掲げる者が実施（第一号又は第二号に掲げる場合にあっては、第一号又は第二号に掲げる者の組合員又は所属員による実施を含む。）をする当該各号に定める事業及び同項の認定構想推進事業者であって次の各号に掲げる者が単独で実施する当該各号に定める事業をいう。

一 省略

二 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会 主として中小小売商業

者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るために行う店舗を一の団地に

集団して設置する中小小売商業振興法第四条第一項に規定する事業

三一七 省略

（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正）

第八十一条 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

（登記事項概要証明書等の交付）

第十一條 何人も、指定法務局等の登記官に対し、動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録されている登記事項の概要（動産譲渡登記ファイル又は

した場合等の課税の特例のあるものとする。）

3| 試験研究法人が、認定試験研究計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもって、当該認定試験研究計画で定める試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額又は連結所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

（定義）

第四条 同上

二一四 同上

五 同上

一 同上

二 中小小売商業振興法第四条第一項に規定する事業協同組合等 主として中小

小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るために行う店舗を一

の団地に集団して設置する同項の事業

三一七 同上

（登記事項概要証明書等の交付）

第十一條 何人も、指定法務局等の登記官に対し、動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録されている登記事項の概要（動産譲渡登記ファイル又は

債権譲渡登記ファイルに記録されている事項のうち、第七条第二項第五号、第八条第二項第四号及び前条第三項第二号に掲げる事項を除いたものをいう。次条第二項及び第三項において同じ。）を証明した書面（第二十一条第一項において「登記事項概要証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 省略

（概要記録事項証明書の交付）

第十三条 何人も、本店等所在地法務局等の登記官に対し、登記事項概要ファイルに記録されている事項を証明した書面（第二十一条第一項において「概要記録事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 省略

（手数料の納付）

第二十一条 登記事項概要証明書、登記事項証明書又は概要記録事項証明書の交付を請求する者は、物価の状況及び登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の納付は、登記印紙をもってしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもってすることができる。

（産業活力再生特別措置法の一 部改正）

第八十二条 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

（課税の特例）

第十七条

（課税の特例）

第十七条 事業革新を行う認定共同事業再編事業者が、認定共同事業再編計画に従

債権譲渡登記ファイルに記録されている事項のうち、第七条第二項第五号、第八条第二項第四号及び前条第三項第二号に掲げる事項を除いたものをいう。次条第二項及び第三項において同じ。）を証明した書面（第二十一条第一項において「登記事項概要証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 同上

（概要記録事項証明書の交付）

第十三条 何人も、本店等所在地法務局等の登記官に対し、登記事項概要ファイルに記録されている事項を証明した書面（第二十一条第一項第二号において「概要記録事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 同上

（手数料の納付）

第二十一条 次に掲げる者は、物価の状況、債権の個数及び債権譲渡登記又は質権設定登記の存続期間に応じた登記に要する実費並びに登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 債権譲渡登記若しくは質権設定登記又はこれらの登記に係る延長登記若しくは抹消登記を申請する者

二 登記事項概要証明書、登記事項証明書又は概要記録事項証明書の交付を請求する者

2 前項の手数料の納付は、登記印紙をもってしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもってすることができる。

（産業活力再生特別措置法の一 部改正）

第八十二条 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

（課税の特例）

第十七条

つて他の認定共同事業再編事業者と共同で新たに法人（当該認定共同事業再編事

業者及び当該他の認定共同事業再編事業者の役員又は従業員がその常勤の取締役として経営に従事するものであることにつき主務大臣の確認を受けたものに限る。）を設立するために現物出資を行う場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

認定事業再構築事業者（事業革新を行うものに限る。）、認定共同事業再編事業者若しくはその関係事業者又は認定経営資源再活用事業者（事業革新を行うものに限る。）のうち、特定施設撤去等（施設の相当程度の撤去（以下「特定施設撤去」という。）又は設備の相当程度の廃棄（以下「特定設備廃棄」という。）を行うことをいい、当該特定施設撤去又は特定設備廃棄を行ふことに伴い必要となるものとして政令で定める行為を併せて行う場合にあっては、当該行為を含む。）を行うものとして主務大臣の確認を受けた法人が、認定計画に従つて当該確認に係る特定施設撤去等を行つた場合において、当該特定施設撤去等により欠損金を生じたときは、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めどころにより、法人税の還付について特別の措置を講ずる。

2 省略

（会社更生法の一部改正）

第八十三条 会社更生法の一部を次のように改正する。

3 同上

（法人税法等の特例）

第二百三十二条 同上

2 同上

（法人税法等の特例）

第二百三十二条 同上

3 同上

（法人税法等の特例）

第二百三十二条 同上

3 同上

更生手続による更生会社の財産の評価換え及び債務の消滅による益金で、更生手続開始前から繰り越されている法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額（同法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）及び同法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額（同法第八十一条の九第一項の規定の適用を受けるものを除く。）のうち当該更生会社に帰せられる金額の合計額に達するまでの金額は、当該財産の評価換え又は債務の消滅のあった各事業年度又は各連結事業年度の同法による所得の金額又は連結所得の金額の計算上益金の額に算入しない。

3 省略